

令和 6 年 度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦 屋 市 監 査 委 員

芦 監 報 第 1 6 号

令和7年8月29日

芦屋市長 高 島 峻 輔 様

芦屋市監査委員 阿 部 清 司

同 川 島 あゆみ

令和6年度 芦屋市財政健全化等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率及び地方公営企業法の規定を適用しない企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出する。

令和6年度 芦屋市財政健全化等審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から提出された令和6年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称）及び地方公営企業法の規定を適用しない企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月16日から令和7年8月18日まで

第3 審査の方法

本審査は、市長から提出された令和6年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

1 概要

(1) 健全化判断比率の状況

令和6年度の健全化判断比率は以下のとおりであり、このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも赤字額が生じなかったため比率が算定されなかった。

(単位：％)

区 分	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.94	20.00
連結実質赤字比率	—	16.94	30.00
実質公債費比率	8.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	30.5	350.0	

*財政健全化法の規定に基づき、健全化判断比率のいずれかが上記各基準以上である場合には財政の早期健全化又は再生のための計画を定めなければならないとされている。

(2) 資金不足比率の状況

令和6年度の地方公営企業法の規定を適用しない企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率は以下のとおりであり、資金不足額が生じなかったため比率が算定されなかった。

なお、対象となる本市の特別会計は、都市再開発事業特別会計のみである。

(単位：％)

区 分	令和6年度	経営健全化基準
都市再開発事業特別会計	—	20.0

*財政健全化法の規定に基づき、公営企業の資金不足比率が上記基準以上である場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

2 各比率ごとの状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等（芦屋市においては一般会計及び公共用地取得費特別会計）に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
実質赤字比率（％）	＝ $\frac{\text{一般会計等の実質赤字（黒字）額}}{\text{標準財政規模}}$

① 実質赤字額の内訳

（単位：千円）

一般会計の実質収支額	1,772,552	（黒字）
公共用地取得費特別会計の実質収支額	47,123	（黒字）
合計	1,819,675	（黒字）

＊この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の実質収支額とは異なる。

② 標準財政規模の算定

（単位：千円）

標準税収入額等	27,389,135
普通交付税額	0
臨時財政対策債発行可能額	0
合計	27,389,135

＊以降の連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の算定において用いる標準財政規模も同様である。

③ 実質赤字比率の算定

以上により、令和6年度の一般会計等の実質収支は18億1,968万円の黒字となり、実質赤字額は生じない。この場合、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、実質赤字比率算定の際の一般会計等に加え、特別会計及び公営企業会計を含む全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
連結実質赤字比率 (%)	$= \frac{\text{全会計の実質赤字 (黒字) 額}}{\text{標準財政規模}}$

① 連結実質赤字額の内訳

(単位：千円)

一般会計の実質収支額	1, 772, 552	(黒字)
公共用地取得費特別会計の実質収支額	47, 123	(黒字)
国民健康保険事業特別会計の実質収支額	181, 399	(黒字)
介護保険事業特別会計の実質収支額	149, 086	(黒字)
駐車場事業特別会計の実質収支額	38, 659	(黒字)
後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額	137, 243	(黒字)
都市再開発事業特別会計の資金不足 (剰余) 額	59, 840	(資金剰余)
病院事業会計の資金不足 (剰余) 額	258, 761	(資金剰余)
水道事業会計の資金不足 (剰余) 額	1, 096, 927	(資金剰余)
下水道事業会計の資金不足 (剰余) 額	1, 741, 226	(資金剰余)
合計	5, 482, 816	(黒字)

＊この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の実質収支額とは異なる。

② 連結実質赤字比率の算定

以上により、令和6年度の全会計の連結実質収支は54億8,282万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じない。この場合、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)
	－ (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
実質公債費比率 (%)	= $\frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}}$
(3 か年平均)	

① 地方債の元利償還金・準元利償還金の内訳

(単位：千円)

地方債の元利償還金	4,695,625
準元利償還金	1,124,003

* 地方債の元利償還金 = 一般会計及び公共用地取得費特別会計の元利償還金

* 準元利償還金 = 一般会計から病院や水道、下水道事業会計等へ支出した繰出金や補助金等のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

② 特定財源・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の内訳

(単位：千円)

特定財源	1,764,962
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,950,174

* これらは実質公債費比率の算定上、上記①の元利償還金から控除される要素である。

③ 実質公債費比率の算定（上記①、②及び下記標準財政規模を算定式にあてはめ、過去2か年の単年度の実質公債費比率との3か年平均により算定する。）

(単位：%)

令和6年度実質公債費比率（単年度）	8.27271
令和5年度実質公債費比率（単年度）	8.27189
令和4年度実質公債費比率（単年度）	8.79595
令和6年度実質公債費比率（3か年平均）	8.4
標準財政規模	27,389,135

以上の結果、令和6年度の実質公債費比率は単年度では8.27271%となり、3か年平均は8.4%と前年度に比べ0.7ポイント上昇（悪化）した。

④ 比率の対前年度との変動要因分析

【分子の構成要素】

(増加で比率の上昇要因、減少で比率の下落要因となる要素) (単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
地 方 債 の 元 利 償 還 金	4,695,625	4,306,891	388,734
準 元 利 償 還 金	1,124,003	1,195,607	△ 71,604
計	5,819,628	5,502,498	317,130

(増加で比率の下落要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
特 定 財 源	1,764,962	1,550,786	214,176
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	1,950,174	2,062,043	△ 111,869
計	3,715,136	3,612,829	102,307

【分母の構成要素】

(増加で比率の下落要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
標 準 財 政 規 模	27,389,135	24,906,517	2,482,618

(増加で比率の上昇要因、減少で比率の下落要因となる要素) (単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	1,950,174	2,062,043	△ 111,869

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、借入金（地方債）など、地方公共団体が抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
将来負担比率 (%)	$= \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$

① 将来負担額の内訳

(単位：千円)

地方債現在高①（一般会計）	42,901,109
地方債現在高②（公共用地取得費特別会計）	297,900
債務負担行為に基づく支出予定額	2,212,548
他会計への公債費負担見込額	7,458,306
組合等への公債費負担見込額	17,845
退職手当支給負担見込額	4,244,986
第三セクター等への負担見込額	69,038
将来負担額合計	57,201,732

② 充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

充当可能基金額	21,697,441
特定財源充当見込額	13,357,245
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	14,371,170
充当可能財源等合計	49,425,856

* 充当可能財源等とは、基金など、将来負担比率の算定上、上記①の将来負担額から控除される要素である。

③ 将来負担比率の算定（上記算定式にあてはめ）

(単位：千円)

将来負担額（上記①）	57,201,732
充当可能財源等（上記②）	49,425,856
標準財政規模	27,389,135
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,950,174
将来負担比率 (%)	30.5

以上の結果、令和6年度の将来負担比率は30.5%となり、前年度と比べ18.1ポイント低下している。

④ 比率の対前年度との変動要因分析

【分子の構成要素】

(増加で比率の上昇要因、減少で比率の下落要因となる要素) (単位：千円)

項 目	令和6年度	令和5年度	増減額
地 方 債 現 在 高 ① (一 般 会 計)	42,901,109	46,115,462	△ 3,214,353
地 方 債 現 在 高 ② (公 共 用 地 取 得 費 特 別 会 計)	297,900	1,731,100	△ 1,433,200
債 務 負 担 行 為 に 基 づ く 支 出 予 定 額	2,212,548	2,418,471	△ 205,923
他 会 計 へ の 公 債 費 負 担 見 込 額	7,458,306	7,806,860	△ 348,554
組 合 等 へ の 公 債 費 負 担 見 込 額	17,845	20,933	△ 3,088
退職手当支給負担見込額	4,244,986	4,217,575	27,411
第 三 セ ク タ ー 等 へ の 負 担 見 込 額	69,038	46,247	22,791
計	57,201,732	62,356,648	△ 5,154,916

(増加で比率の下落要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位：千円)

項 目	令和6年度	令和5年度	増減額
充 当 可 能 基 金 額	21,697,441	22,275,058	△ 577,617
特 定 財 源 充 当 見 込 額	13,357,245	13,319,490	37,755
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	14,371,170	15,658,451	△ 1,287,281
計	49,425,856	51,252,999	△ 1,827,143

【分母の構成要素】

(増加で比率の下落要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位：千円)

項 目	令和6年度	令和5年度	増減額
標 準 財 政 規 模	27,389,135	24,906,517	2,482,618

【増加で比率の上昇要因、減少で比率の下落要因となる要素】 (単位：千円)

項 目	令和6年度	令和5年度	増減額
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	1,950,174	2,062,043	△ 111,869

（５）資金不足比率

資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど経営の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
資金不足比率（％）	＝ $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模（＊）}}$

（＊）事業の規模 ＝ 営業収益に相当する額－受託工事収益に相当する額

① 令和６年度の都市再開発事業特別会計の資金不足額は以下のとおり算定される。

(単位：千円)	
歳入（ア）	816,822
歳出（イ）	431,963
翌年度に繰り越すべき財源（ウ）	325,019
算入地方債の現在高（エ）	0
解消可能資金不足額（オ）	0
土地収入見込額（カ）	0
資金不足額（ア）－（イ）－（ウ）－（エ）＋（オ）＋（カ）	59,840
事業の規模	7,147

(資金剰余)

以上の結果、令和６年度の都市再開発事業特別会計は、5,984万円の資金剰余となり資金不足は生じない。この場合、資金不足比率は算定されない。

3 むすび

令和6年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率において算定に用いられた各数値については、一般会計及び各特別会計の決算内容とも整合しているほか、算定の基礎となる事項を記載した書類についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。

令和6年度決算において、算出された**実質赤字比率**及び**連結実質赤字比率**は、実質赤字額、連結実質赤字額とも生じていないため「―」で表示されている。

実質公債費比率については8.4%で、前年度より0.7ポイント上昇（悪化）している。この指標は、直近3か年の平均値で算出されるもので、令和6年度の単年度の比率が令和3年度と比較して高いことが原因である。これは、山手中学校及び精道中学校の建設工事に係る起債の償還が始まったものなどに伴う、元利償還金の増加によるものである。

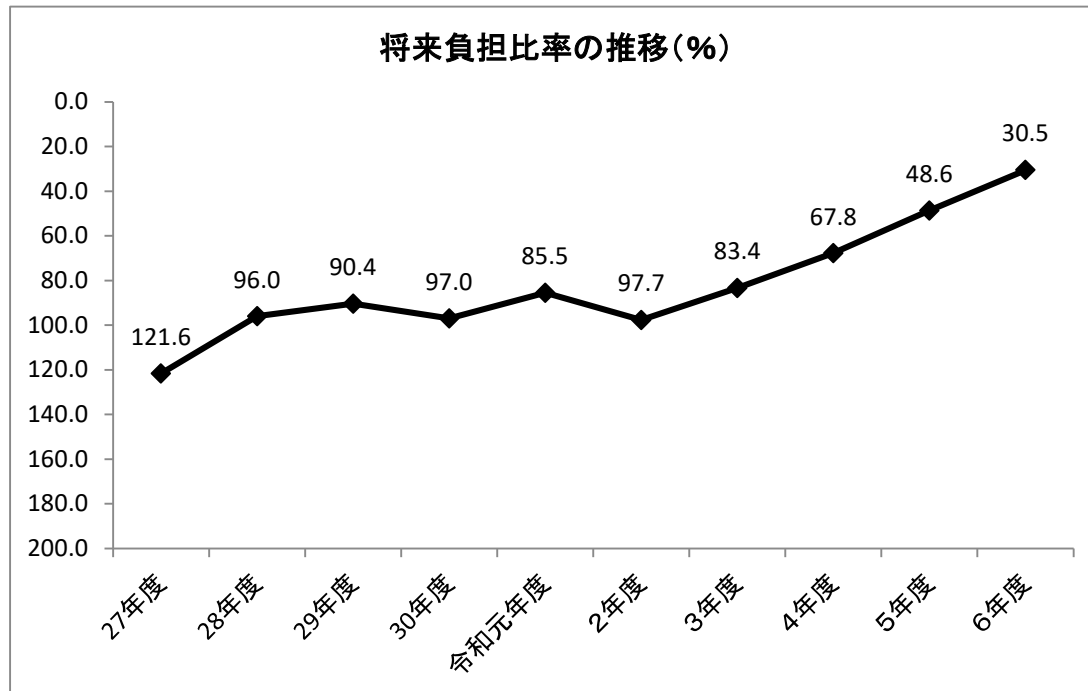
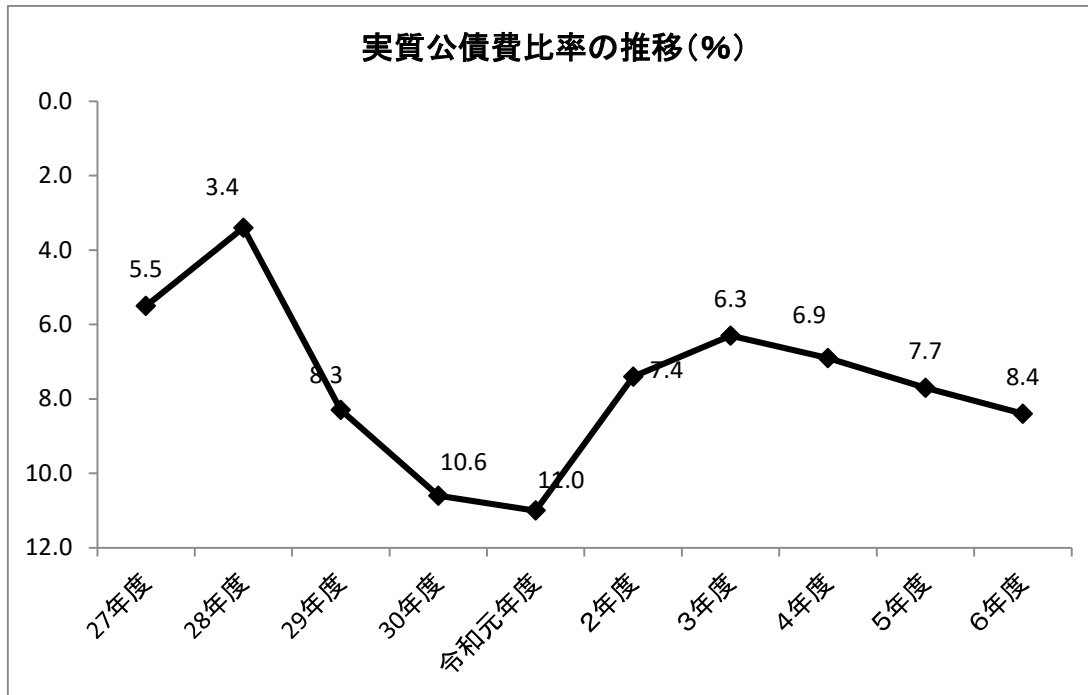
将来負担比率については30.5%で、前年度より18.1ポイント低下（好転）している。これは、令和5年度に引き続き借入額が償還額を下回り、地方債の残高が減少したことに加え、市民税の増収により標準財政規模が増加したことによるものである。

都市再開発事業特別会計の**資金不足比率**については、資金の不足額が生じていないため「―」で表示されている。

市債残高については平成13年度のピーク時の半分以上にまで大きく減少し、一般会計では令和4年以降500億円を下回り減少し続けている。一方、J R 芦屋駅南地区市街地再開発事業や環境処理センターごみ処理施設の整備事業など、多額の市債の発行を伴う事業が今後予定されていることから、公債費を適切に管理するとともに、各比率の推移に十分留意され、将来にわたって健全な財政を継続できるよう適切な財政運営に努めていただきたい。

以 上

(参考) 実質公債費比率及び将来負担比率の過去10年間の推移



(参考) 健全化判断比率等の対象となる会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲は次のとおりである。

芦屋市	一 般 会 計			一般会計等	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計	公共用地取得費特別会計		公営事業会計				
		国民健康保険事業特別会計						
		介護保険事業特別会計						
		駐車場事業特別会計						
		後期高齢者医療事業特別会計						
	公営企業会計	法非適用	都市再開発事業特別会計	資金不足比率				
		法適用	病院事業会計					
			水道事業会計					
			下水道事業会計					
	一部事務組合		阪神水道企業団					
	広域連合		兵庫県後期高齢者医療広域連合					
	市が損失補償している団体等		阪神福祉事業団					
兵庫県信用保証協会								

注：資金不足比率は、各会計ごとに算定される。